

伊達市生殖補助医療交通費支援事業助成範囲

 内の治療を受けた際の交通費が助成対象

	保険適用	保険適用外	助成内容
不妊治療	A 生殖補助医療 (保険適用) 妻の年齢：43歳未満 回数：妻40歳 6回 妻40～43歳 3回		【助成回数】 治療1回につき、夫婦合わせて通院8回分まで 【助成金額】 通院1回分 ・郡山市 1,000円 ・会津若松市、宮城県山形県、栃木県 2,000円 ・いわき市 3,000円 ・新潟県 4,000円 ・茨城県 6,000円 ・東京都その他 7,000円 【申請期限】 ・治療終了日から1年以内
		A 生殖補助医療 (保険適用) + B 保険適用外の検査や治療 ※混合診療(自費診療)は禁止されているため、1回の治療全てが保険適用外となる	
	A 生殖補助医療 (保険適用) + C 先進医療 (保険適用外) 併用可能な治療		
		D 生殖補助医療 (回数・年齢上限超過により保険適用外) 妻の年齢：43歳以上 40歳未満6回超、40歳以上43歳未満3回超 A' 生殖補助医療 (保険適用外) + B 保険適用外の検査や治療 A' 生殖補助医療 (保険適用外) + C 先進医療 (保険適用外)	
不妊検査	E 不妊症検査 (一部保険適用)		